

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

8 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良に伴う既設高圧配電設備外改造工事	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	メタウォーター株式会社	16,416,000	平成29年8月3日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
2	柴島浄水場計装用空気源設備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	株式会社日立産機システム	1,080,000	平成29年8月4日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
3	長居配水場真空遮断器修繕	諸設備工事	大阪市東住吉区长居公園1-26	東芝インフラシステムズ株式会社	2,613,600	平成29年8月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良に伴う既設高圧配電設備外改造工事

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系揚水ポンプ設備改良に伴い、柴島浄水場の高圧配電設備及び運転操作設備の改造を行うものである。

これらの機器はメタウォーター（株）が独自に設計、製作したハードウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者であるメタウォーター（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのはメタウォーター（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場計装用空気源設備修繕

### 2 契約の相手方

株式会社日立産機システム

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している計装用空気源設備の修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該設備は、株式会社日立産機システムが自社独自の仕様で設計し、設備を構成する機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社日立産機システムが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

長居配水場真空遮断器修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している真空遮断器の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の当該設備に係る事業は平成19年度以降、東芝電機サービス（株）に業務移管されている。さらに、平成29年7月1日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされたため、本修繕ができる業者は東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）